

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月22日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 中姫中央地区	観音寺市経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大谷導水路地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 紺屋又地区	”